

昭和30年4月1日制定
昭和55年6月7日改定
平成元年3月10日〃
平成3年4月24日〃

香川県バドミントン協会規約

第一章　名称及び事務局

- 第1条 本会は香川県バドミントン協会と称す。
第2条 本会の事務を処理するため事務局を（ ）に置く。

第二章　目的及び事業

- 第3条 本会はバドミントンの普及発展、技術の向上と併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) バドミントンの指導普及
 - (2) 競技会講習会等の開催
 - (3) バドミントンの調査、研究、資料の蒐集
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第三章　組織

- 第5条 本会は本会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。
- (1) 本県のバドミントン団体（実業団連盟、高体連、教職員連盟、レディース連盟、学生連盟、中体連、小学生連盟）
 - (2) 地区支部（地区支部の最低単位は一市又は一町とする。）
- 第6条 本会は日本バドミントン協会に加盟し、その支部となる。また香川県体育協会に加盟する。

第四章　役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	理事	若干名
副会長	若干名	監事	2名
理事長	1名	代議員	若干名
副理事長	若干名		

- 第8条 会長、副会長は理事会において推挙し、代議員会において承認を得る。
- 第9条 会長は本会を代表し、会の運営を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理又は代行する。
- 第10条 理事長、副理事長は理事会において選出し、理事長は本会の常務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理又は代行する。
- 第11条 理事は代議員会において選任する。
- 第12条 監事は代議員会において選任し、会計を監査する。
- 第13条 代議員は加盟団体、各連盟および各支部の正会員より選出し、理事会の同意を経て会長がこれを委嘱する。
2 前項に定めるもののほか、代議員の選出については別に定める。
- 第14条 会長が必要と認めたときは、理事会にはかり名譽会長を推挙し、顧問、参与を委嘱することができる。
- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第五章 会 議

- 第16条 本会の会議は、代議員会及び役員会、理事会とする。
- 第17条 代議員会は毎年度始めにこれを開催し、必要に応じて臨時代議員会を開催する。
代議員会は次の事項を審議する。
(1) 事業ならびに収支決算
(2) 予算ならびに事業計画
(3) 規約、細則の改正
(4) その他本会の目的達成のための重要な事項
- 第18条 代議員会は会長が招集し、議長となる。
会議は代議員の過半数の出席で構成し、その議決は出席者の過半数で決する。又、可否同数のときは議長が決する。
- 第19条 役員会は会長、副会長、監事、理事で構成し、会長が招集する。
- 第20条 理事会は必要あるとき理事長が招集する。
会議は理事をもって構成し、議事は理事長が運営する。
議決は出席者の過半数をもって決する。

第六章 委 員 会

- 第21条 本会はその目的達成に必要な重要事項を指導、研究、審議、実施するために専門委員会を置く。専門委員会に関する規定は別に定める。

第七章　会　　計

- 第22条 本会の経費は登録料、会費、負担金、寄付金、補助金その他の収入をもって充てる。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第八章　登　　録

- 第24条 本会に加盟する会員は、その所属団体別に所属者の登録をする。但し登録は毎年度始めに行い、変更あるときは隨時届出をする。
- 第25条 本会に登録しなければ本会または各連盟の主催する競技会に参加することはできない。
- 第26条 本会の登録は毎年これを更新するものとする。登録規定に関しては別に定める。

第九章　報　　告

- 第27条 各連盟および各地区支部は毎年　月　日までに次の事項を本会に報告するものとする。
- (1) 事業ならびに事業計画
 - (2) 地区の運営状況（役員、会員名簿）
- 第28条 各連盟および各支部は大会開催の要項を2週間前に事務局へ提出する。
大会終了後、競技記録を直ちに事務局へ提出する。
- 第29条 この規約の施行についての細則は代議員会において定める。

第十章　附　　則

- 第30条 昭和30年4月1日施行の会則は廃止する。
- 第31条 この規約は平成元年3月10日より施行する。
この規約は平成3年4月24日より施行する。

香川県バドミントン協会専門委員会規程

第1条 香川県バドミントン協会規約第21条により、この会に委員会として総務、競技、強化、普及、審判の5委員会をおく。

第2条 各委員会は委員長1名、委員各若干名をもって組織する。委員長、委員は理事会で選出し、会長が委嘱する。

第3条 委員長は委員会を代表し、その任務の遂行について責任を負う。委員はその委員会の常務を処理する。

第4条 各委員会はそれぞれ委員会を開いて、その事務を処理する。委員会は委員長がこれを招集する。

第5条 各委員会は次の各項に関する事務を処理する。

総務委員会

1. 諸会合の準備、その議事録の調査、整理に関すること。
2. 行事の執行に関すること。
3. 文書の発送、受理に関すること。
4. 報道、発表及び宣伝に関すること。
5. 会計、経理に関すること。
6. その他の常務及び他の委員会に属しない一切の業務

競技委員会

1. 大会実施計画及び運営に関すること。
2. 大会の記録の保存に関すること。
3. 登録競技者の資格に関すること。

強化委員会

1. 選手の強化に関すること。
2. コーチ団（選手強化）の編成に関すること。
3. バドミントン競技の技術研究及び指導に関すること。

普及委員会

1. バドミントン競技の普及に関すること。
2. コーチ団（普及）の編成に関すること。
3. バドミントン競技の技術研究及び指導に関すること。
4. 講習会、巡回指導に関すること。

審判委員会

1. 競技会の審判に関すること。
2. 審判員の指導、講習会に関すること。
3. 公認審判員の資格審査に関すること。
4. 審判技術等の研究に関すること。

第6条 この規程は役員会にはかり変更することができる。

附 則

この規定は昭和55年6月7日より施行する。